

第2節 地域経済産業グループ	188
1. 2016年度の地域経済産業政策に関する主な動き（総論）	188
1. 1. 地域経済産業調査	188
1. 2. 工場立地動向調査	189
1. 3. 2016年度における地域経済産業施策の概要	189
2. 主な地域経済産業施策	190
2. 1. 産業集積の形成促進	190
2. 2. 地域資源を活用した地域活性化	193
2. 3. 東日本大震災の被災地における産業復興支援施策	193
2. 4. 地方産業競争力協議会	194
2. 5. 地域経済分析システム（RESAS）	194
2. 6. 中心市街地活性化の推進	194

第2節 地域経済産業グループ

1. 2016年度の地域経済産業政策に関する主な動き（総論）

地域経済は、ローカルアベノミクスの進展により、全体としてみれば緩やかに改善しているが、人口減少・少子高齢化等や、経済のグローバル化等の構造的な課題は依然として存在し、2008年のリーマンショックや、2011年の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による大きな打撃からの回復を進める必要がある。このような厳しい経済情勢の中で、地域内での内発型産業振興や企業の国内立地を促進するための環境整備による産業集積の促進、農林漁業の成長産業化促進や地域資源の活用支援など、2016年度においても地域の実態に応じた各種の施策を実施した。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略（閣議決定）等に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局と内閣府地方創生推進室と連携しつつ、地方の「平均所得の向上」を実現するため、地域産業の活性化に取り組んだ。具体的には、地域資源を活用した「しごと」づくり、地域の特性を生かした地域経済牽引事業の支援等に取り組み、域外からも需要・投資を呼び込むことができる産業の育成を進めた。

1. 1. 地域経済産業調査

（1）概要

各地方経済産業局（電力・ガス事業北陸支局、沖縄経済産業部を含む）が地域の経済動向を把握するために、2016年度は計4回管内の企業等に対してヒアリングを実施し、「地域経済産業調査」の結果を公表した。

定型的調査項目は、業況、生産動向、設備投資、雇用情勢、個人消費など多岐にわたる切り口で設問を設定し、また、調査ごとにその時々の政策課題に対応した調査項目を追加して設定し、多面的な分析を行った。

（ア）2016年4月-6月期

公表日：2016年7月26日

調査対象企業数：825

<全体の業況>

・生産は、自動車関連では、熊本地震等の影響による生産ラインの停止により多くの地域で減少がみられた。個人消費は、中間層を中心に消費マインドの低下傾向がみられた。

・各地域の景況判断は、北陸で上方修正し、東北、近畿、四国、沖縄で据え置き、北海道、関東、東海、中国、九州は下方修正した。

・全国的には、一部に弱い動きがみられるものの、緩やかに改善しているとし、前回の調査結果から据え置いた。

（イ）2016年7月-9月期

公表日：2016年10月24日

調査対象企業数：773

<全体の業況>

・生産は、熊本地震の影響からの回復等で自動車関連の生産の増加がみられた。個人消費は、衣料品の弱い動きに加え、外国人観光客による消費は高額品から一般消耗品へシフトし伸び悩んだ。

・各地域の景況判断は、北海道、中国、九州で上方修正し、東北、関東、東海、北陸、近畿、四国、沖縄は据え置いた。

・全国的には、一部に弱い動きがみられるものの、緩やかに改善しているとし、前回の調査結果から据え置いた。

（ウ）2016年10月-12月期

公表日：2017年1月24日

調査対象企業数：779

<全体の業況>

・生産は、車載向け・スマートフォン向けを中心に電子部品・デバイスの生産が堅調に推移した。個人消費は、衣料品の弱い動きが継続したものの、生鮮食品の相場高もあり飲食料品が堅調に推移した。

・各地域の景況判断は、北陸、近畿、九州で上方修正し、北海道、東北、関東、東海、中国、四国、沖縄は据え置いた。

・全国的には、緩やかに改善しているとし、前回の調査結果から上方修正した。

（エ）2017年1月-3月期

公表日：2017年4月28日

調査対象企業数：775

<全体の業況>

・生産は、輸送機械が海外需要の伸びや新型車効果により増産し、電子部品・デバイスも車載向け・スマートフォン向けを中心に堅調に推移した。個人消費は、衣料品の不振が継続したものの、高額品に動きがみられた。

・各地域の景況判断は、北海道、関東、東海、北陸で上方修正し、東北、近畿、中国、四国、九州、沖縄は据え置い

た。

・全国的には、緩やかに改善しているとし、前回の調査結果から据え置いた。

1. 2. 工場立地動向調査

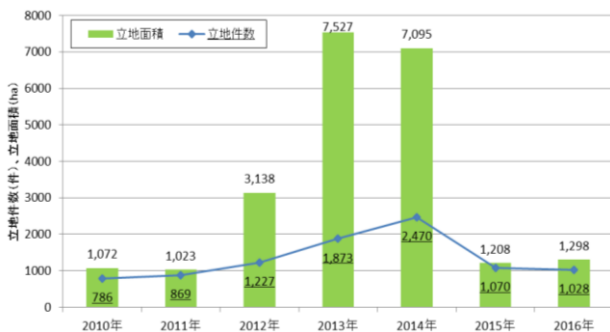
(1) 経緯・概要

工場立地動向調査は、「工場立地法」第2条に基づき、1967年から実施されており、全国の製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業（水力発電所、地熱発電所、太陽光発電所を除く）、ガス供給業、熱供給業のための工場又は事業場を建設する目的を持って取得（借地を含む）された1,000㎡以上の用地（埋立予定地を含む）を対象としている。また、1985年からは研究所（民間研究機関で、主として前記4業種（以下「製造業等」という）に係る分野の研究を行うものに限る。）の用地も併せて調査している。

(2) 2016年工場立地動向調査の概要（速報）

(ア) 全国の工場立地の概況

2016年の全国の製造業等の工場立地件数は1,028件、工場立地面積は1,298haで、工場立地件数については、前年と比べ減少となった（参照：図 全国の製造業等の工場立地の推移）。



注) 2015年からは、電気業のうち、太陽光発電施設を調査対象外としている。

図 全国の製造業等の工場立地の推移

(イ) 地域別の工場立地の概況

2016年の製造業等の立地件数の多かった地域は、上位から順に東海(214件)、関東内陸(182件)、南東北(128件)であった（参照：地域別工場立地件数の年次比較）。

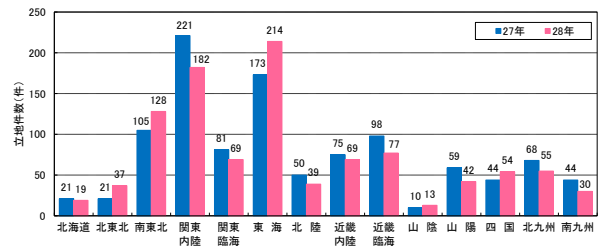


図 地域別工場立地件数の年次比較

(備考) 各地域に含まれる都道府県

北海道	北海道	近畿内陸	滋賀、京都、奈良
北東北	青森、岩手、秋田	近畿臨海	大阪、兵庫、和歌山
南東北	宮城、山形、福島、新潟	山陰	鳥取、島根
関東内陸	茨城、栃木、群馬、山梨、長野	山陽	岡山、広島、山口
関東臨海	埼玉、千葉、東京、神奈川	四国	徳島、香川、愛媛、高知
東海	静岡、愛知、岐阜、三重	北九州	福岡、佐賀、長崎、大分
北陸	富山、石川、福井	南九州	熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

(ウ) 業種別の工場立地の概況

製造業の工場立地件数を見ると、立地件数の多かった業種は、多い順に食料品製造業(176件)、金属製品製造業(123件)、輸送用機械製造業(115件)、生産用機械製造業(98件)の順となった（参照：図 主要業種の立地件数の前年との比較）。

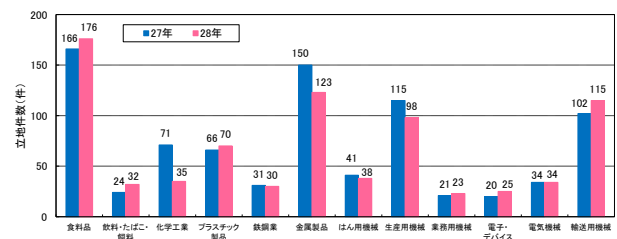


図 主要業種の立地件数の前年との比較

1. 3. 2016年度における地域経済産業施策の概要

(1) 地域中核企業創出・支援事業

地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取組を支援し、その成長を促すため、支援人材を活用して、全国大の外部リソース（大学、協力企業、金融機関等）とのネットワーク構築を支援した。また、地域中核企業の更なる成長のため、支援人材を活用して、事業化戦略の立案や販路開拓等をハンズオン支援した。さらに、国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を設立し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援した。

(2) 農商工連携

また、地域の基幹産業である農林水産業と商工業が連携し、お互いの強みを活かして新たな事業に取り組む「農商工連携」の促進に取り組んだ。食品加工産業・流通事業者等との連携も含め、海外市場も視野に入れた取組を広げていくことが重要である。

(3) 東日本大震災に係る対応

東日本大震災の被災地、とりわけ原発事故により甚大な被害を受けた福島県に対して、関係省庁と連携し、企業立地支援等を行った。

2. 主な地域経済産業施策

2. 1. 産業集積の形成促進

(1) 「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」

(ア) 概要

企業立地等の産業集積により、地域産業活性化を図るため、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」が2007年6月に施行された。

同法に基づき、地域は、市町村と都道府県、地元商工団体、大学その他研究機関等による「地域産業活性化協議会」を組織し、作成した基本計画について国の同意を求めることができる。なお、基本計画においては、工場立地法の特例などを設けることができる。

(イ) 活動状況

企業立地促進法に基づく基本計画の策定状況や、基本計画等への支援措置の実施状況は次のとおりである。

(A) 基本計画の策定状況

2017年3月末時点で国の同意を得た基本計画は191件である。

(B) 工場立地法に基づく特例

企業立地促進法に基づく工場立地法の特例を適用するには、各市町村で条例を制定する必要があるが、2016年11月時点における条例制定数は245市町村である。

(C) 企業立地促進法に係る財投制度

地域の中小企業者の企業立地等を支援するため、2008年度から日本政策金融公庫による低利融資制度を創設しており、2016年度までの累計実績として、5193

件、4020億円の融資を実施した。

(2) 地域未来投資促進法案

(ア) 経緯

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」は製造業支援が中心であり、サービス業など非製造業向けの支援策が十分でなかった。近年、観光や航空機部品など地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組（地域未来投資）が登場しつつあり、こうした取組が全国津々浦々で活発になり、地域経済における稼ぐ力の好循環が実現されるよう、政策資源を集中投入する必要があるといった考え方から、企業立地促進法の改正法となる「地域未来投資促進法案」を2017年2月28日に閣議決定した。

(イ) 概要

地域未来投資促進法案は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するものである。

具体的には、地方公共団体が策定した基本計画に基づき、都道府県知事が承認した地域経済牽引事業に対して、国から集中的に支援を行う。

(3) 地域イノベーションの促進

(ア) 経緯

「未来への投資を実現する経済対策」（2016年8月2日閣議決定）において、中小企業・小規模事業者の経営力強化・生産性向上支援の一環として、ものづくり産業における革新的な開発の支援やIT導入等を行い、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図ることとされた。

地域イノベーションを支える地域の中小企業・小規模事業者が生産性を向上するには、当該企業がより高度な設備（IoT設備等）を活用する必要があり、投資余力が限られるために当該設備を十分に整備できない企業にとって、公設試験研究機関等が当該設備を供用するニーズが高まっていた。

(イ) 概要

2016年度補正予算事業「地域未来投資の活性化のための基盤強化事業」により、公設試験研究機関等によるIoT設備等の導入を支援し、地域企業が当該設備の利用によるIoT関連技術の活用を通じて生産性向上を図ること

で、地域イノベーションを促進する基盤を整備した。

(4) ビジネス・インキュベータ (B I ・新事業支援施設)

(ア) 経緯

1999年の新事業創出促進法の制定以来、創業支援や新事業創出促進等を目的とした新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ(B I))の整備に取り組んでいた。

(イ) 概要

B Iは、創業間もない企業等に対し、不足するリソース(低賃料スペースやソフト支援サービス等)を提供し、その成長を促進させることを目的に、国、地方自治体、第三セクター、商工会議所等の公的機関や民間企業等によって整備・運営されている。B Iには、入居者の様々なサポートを行う専門の支援人材(インキュベーション・マネジャー: I M)が配置され、技術開発、経営、マーケティングその他の起業全般に係る諸問題に対し自ら対応するとともに、外部の専門家等につなぐことで高度かつ専門的課題にも対応している。

(ウ) 施策

独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備・運営するB Iにおいて、入居者等に対する新事業展開のための総合的なサポートを行うとともに、ソフト支援機能の質的向上を図るため、他のB I、I M、支援機関、大学等との連携による支援ネットワークの構築を進めている。

(5) 工業用地・工業用水道の整備促進

(ア) 経緯

(A) 地下水取水規制と工業用水

1950年代前半に大都市臨海部の工業地帯において、地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下及び地下水の塩水化等が顕著となった。この解決には、水使用合理化はもちろんのこと、地下水の取水を規制し、地下水から強制的に転換するための代替水の供給が必要となってくる。このことから1956年に工業における地下水の取水規制を目的とした「工業用水法」を制定し、代替水源である工業用水道の整備のための地盤沈下防止対策事業として、工業用水道事業費補助制度が創設された。以来、「工業用水法」指定地域における地下水位の回復、地盤沈下の沈静化等、かつて深刻な問題地域であった既成工業地帯の地下水障害の問題解決において、工業用水道の整備はその中心的役割を果た

している。

(B) 産業基盤整備の一環としての工業用水道

我が国の均衡ある国土開発に向け、道路及び港湾等と並んで工業用水道が重要な産業インフラであるとの観点から、豊富低廉な工業用水を供給するため、1958年に「工業用水道事業法」を制定した。以来、工業用水道の整備は、均衡ある国土開発及び工業の再配置などの一翼を担うとともに、先行的整備により地下水への安易な依存を防止し、地盤沈下の未然防止の役割を果たしてきた。

(イ) 概要

「工業用水道事業法」における工業とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業を指し、これらの工業の用に供する水(水力発電用、飲用に適するものとして供給されるものを除く)のことを工業用水という。工業用水道は、導管により工業用水を供給する施設をいい、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給する事業を工業用水道事業という。

(ウ) 現状

(A) 工業用水の需要

2014年現在、工業用水の需要は、淡水使用水量が125.0百万m³/日、補給水量(新たに工業用水道、地下水、河川水等から補給する水量)が26.4百万m³/日となっている。また、取水量ベース(2013年現在)で日本の水需要の約14%を占めている(参照:表 日本の水使用比率(2013年))。

表: 日本の水使用比率(2013年)

農業用水	生活用水	工業用水
67%	19%	14%

出所: 2016年版 日本の水資源の現況 国土交通省

(B) 工業用水の回収率

回収率(工業用水使用水量に対する回収水量の割合)は、1965年には36.3%であったが、その後の水使用合理化等の進展により2014年には78.9%まで上昇している。

(C) 工業用水の水源

工業用水の淡水補給水量の水源別構成比は2014年現在、工業用水道が42.4%と最大の水源となっており、その他淡水が26.0%、地下水が24.7%、上水道が6.9%となっている。

(D) 主な工業用水使用業種

使用水量の多い業種は、化学工業、鉄鋼業、パルプ・紙・

紙加工品製造業となっており、補給水量では、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、鉄鋼業の順になっている。なお、回収率の高い業種は、2014年現在、鉄鋼業（90.5%）、輸送用機械器具製造業（90.7%）で、全体で90%程度の水を循環して使用している。

(E) 工業用水道事業の整備状況

2016年3月末現在、工業用水道事業の事業体数は152であり、うち、地方公共団体（企業団を含む）が事業主体になっているものが151とその大半を占めている。また、工業用水道事業数は244であり、うち、約54%に当たる131事業が国庫補助金（産炭地域補助を除く）を受けて建設された事業である。

工業用水道事業の給水能力については、全国で21.5百万m³/日であり、都道府県別では、山口県（全国の給水能力に占める割合8.3%）、愛知県（同7.7%）、静岡県（同6.9%）、福島県（同6.1%）及び茨城県（同5.6%）が上位を占めている。

(エ) 工業用水道事業費の補助制度

(A) 工業用水道事業費補助

地盤沈下防止による国土保全を図るとともに、地域経済の活性化を図るための産業基盤整備のため、工業用水の確保が必要な地域であって、一定水準以下の料金では工業用水を供給し得ない工業用水道事業及び小規模工業用水道事業の建設や、安定給水確保のための老朽化施設の改築に対し補助を行っている。

2016年度から導入された新しい採択基準では、「工業用水道施設 更新・耐震・アセットマネジメント指針」等に基づく更新・耐震化計画の策定を求め、更新・耐震化の必要性や経営合理化に向けた取組状況等を踏まえて採択されるように変更された。

2016年度は、継続20事業、新採択基準で13事業に対し補助を行った。また、4月に発生した熊本地震の災害復旧3事業を含む39事業を補正予算にて採択をした。

(B) 水資源機構事業費補助

水源を独立行政法人水資源機構のダム等に依存している場合は、事務の簡素化のため、ダム等の建設・改築費用のうち、工業用水道事業者の水源費負担分に係る補助金を直接水資源機構に交付している。2016年度は、継続4事業に対し補助を行った。

(オ) 沖縄振興公共投資交付金制度

沖縄振興公共投資交付金の理念に基づき、地盤沈下の防止と産業基盤整備の促進を図り、工業の健全な発達に寄与することを目的として、沖縄県が事業主体となって実施する工業用水道布設事業について、交付金を交付した。

(カ) 工業用水道政策小委員会の開催

工業用水道事業に公共施設等運営権方式（コンセッション方式）を活用することについて、「日本再興戦略2016」において『運営権者が水道法や工業用水道事業法上の認可を取得する場合の具体的な申請手続や認可基準について、本年中に明確にした上で地方公共団体等に周知する。』とされた。これを受け、2016年12月に産業構造審議会地域経済産業分科会第7回工業用水道政策小委員会が開催され、審議結果とパブリックコメントの意見を踏まえ、工業用水道事業法施行規則、審査基準、料金算定要領を改正し、工業用水道事業におけるコンセッション方式を導入する際の手続や審査基準等の明確化を行った。

(6) 工場立地法の制度見直し

(ア) 概要

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的に、1973年に法改正がなされた。これにより、一定規模以上の工場に対して緑地の整備や生産施設面積の制限等を義務付ける規定が追加された。

(イ) 2016年度の制度見直し

地方分権改革に関する提案募集方式に基づいた、地方公共団体からの提案等を踏まえ、2015年12月に「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定された。この閣議決定に沿って、2016年5月、地方公共団体への事務・権限の移譲等を行う法律として「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第6次地方分権一括法）」が成立した。

「第6次地方分権一括法」では、工場立地法に規定する工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び事務処理権限を、都道府県から市町村に移譲する内容が含まれており、2017年4月1日の施行により、都道府県から市町村に権限が移譲された。

2. 2. 地域資源を活用した地域活性化

(1) 農商工連携の促進・植物工場の普及拡大等

多くの地域にとって基幹産業である農林水産業の成長を図っていくために、経済産業省としては、商工業者が有する先進的な技術、経営ノウハウ（販路開拓、マーケティング等）を農林水産業において活用する農商工連携を促進している。

予算事業としては、2015 年度補正予算事業「農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業グローバル農商工連携推進事業」において、農林水産物・食品の海外展開に向けて、鮮度の保持を始め、生産・加工・流通・海外販売の一連の流れの中で生じる課題を商工業の先端技術やノウハウの活用により解決する事業に要する経費の一部を補助することにより、我が国の農林水産物・食品の新たな市場開拓を促した。

(2) 沖縄振興対策

(ア) 概要

沖縄では、1972 年の本土復帰以降、「沖縄振興開発特別措置法」の制定と 3 次にわたる沖縄振興開発計画等によって、主に道路等の公共分野の振興開発が先行して実施されてきた。その結果、インフラ整備等については一定の成果が見られた。しかしながら、沖縄が持続的な発展を遂げていくには、活力ある民間主導の自立型経済の構築が重要である。沖縄本土復帰 30 周年に当たる 2002 年度には、沖縄の特性を活かした産業の振興、沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等に重点を置くとともに、世界的視野に立脚した科学技術の振興や国際化の推進等新たな分野を加えた、今後の沖縄の発展の新しい制度的基盤ともいべき「沖縄振興特別措置法」が制定された。

(イ) 「沖縄振興特別措置法」

沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るため、2014 年 3 月には「沖縄振興特別措置法」の課税特例に関して所要の措置を講ずる改正がなされた。（2014 年 4 月 1 日施行）具体的には、次のような施策を講じた。

(A) 経済金融活性化特別地区の創設（金融業務特別地区の抜本的見直し）

- ・内閣総理大臣が、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄県内の一の地域を指定。

- ・沖縄県知事が「経済金融活性化計画」を策定し、沖縄の経済金融の活性化を図るため集積を促進しようとする産業（課税特例の対象業種）を設定。内閣総理大臣が、計画を認定。

- ・沖縄県知事が、所得控除の課税特例の対象となる事業者（特区の指定日以後の区域内で設立され、対象産業を営むこと等に該当する法人）を認定。

- ・その他の課税の特例措置（投資税額控除、エンジェル控除等）、地方税の課税免除に伴う措置等を規定。

(B) 情報通信産業振興地域等に係る特例措置の変更（地域指定権限・事業認定権限を沖縄県知事へ移譲）

- ・沖縄県知事が情報通信産業振興計画及び国際物流拠点産業集積計画を策定して、情報通信産業振興地域等を指定（従来は国が指定）。

- ・沖縄県知事が、所得控除の課税特例の対象となる事業者を認定（従来は国が認定）。

(C) 航空機燃料税の軽減措置の拡充

- ・航空機燃料税の軽減措置の適用対象に、沖縄と沖縄以外の本邦地域との間を航行する航空機に加えて、沖縄県内の区域内の各地間を航行する航空機を追加。

2. 3. 東日本大震災の被災地における産業復興支援施策

(1) 概要

東日本大震災に伴う地震、津波による被害のみならず、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による災害により甚大な被害を受けた福島県の産業復興のため、企業立地支援等を実施した。

(2) 2016 年度の具体的な取組

東日本大震災からの復興のため、以下の事業を実施した。

(ア) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

福島県の避難指示区域等を対象に、被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、2016 年度当初予算において、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金を創設した。

また、商業機能の回復を図るため、自治体等による商業施設整備を支援した。

(イ) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

東日本大震災による津波浸水地域及び原子力災害により甚大な被害を受けた地域を対象に、企業立地促進による

雇用の創出を通じた地域経済の活性化を図るため、2013年度当初予算において津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を創設し、2016年度も引き続き支援事業を実施した。

(ウ)原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金

原子力災害で著しく企業立地の魅力を減じた地域(茨城県、栃木県、宮城県)における企業立地の円滑な推進、雇用の創出を目的に、2012年度当初予算において企業立地補助金を創設し、2016年度も引き続き支援事業を実施した。

2. 4. 地方産業競争力協議会

(1) 経緯

2013年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全国各地の地域に根ざした「生の声」を反映していくため、地域ブロックごとに、地域を支える企業の経営者等をメンバーとする「地方産業競争力協議会(仮称)」を設置する。同協議会においては、「地域ごとの戦略産業を特定し、地域に眠る資源の掘り起こし、地域に必要な産業人材の育成に係る戦略等を定め、本戦略の地域における展開状況と併せて、定期的にフォローアップする」ことが盛り込まれた。

この決定を受け、同年10～11月にかけて、北海道、東北、関東、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄の9つの地域ブロックで、地方自治体を中心に地方産業競争力協議会が設置された。

同時に、各地方産業競争力協議会を政府一丸となってサポートする観点から、地域の戦略の検討及びその後の実行に向けての関係府省の取組状況を把握し、必要に応じて関係者間の調整を行うため、内閣官房副長官補を議長、内閣官房日本経済再生総合事務局次長及び経済産業省地域経済産業審議官を副議長とする地方産業競争力協議会連絡会議が同年9月に設けられた。

(2) 概要

協議会設置後は、各地域ブロックにおいて議論が積み重ねられ、2014年4月までに、全ての協議会で地方版成長戦略が策定された。

<各戦略の概要>

○各戦略共通の戦略産業

・イノベーションを創造するものづくり産業

中堅・中小企業の集積を活かして生産技術を高度化し、グローバル競争に勝ち抜く。

・地域資源を活かした観光産業

ブランド力強化により誘客を促進し、交流人口を増大させ、地域全体への経済波及効果を創出する。

・成長産業としての食・農林水産業

高品質な商品開発などにより競争力の高い農林水産業を確立し、農山漁村を活性化。

・新たな市場を切り拓く医療・ヘルスケア産業

高度な技術開発の成果を社会に還元し、地域経済の持続的発展に貢献する。

○これら戦略産業の競争力を強化するためには、中小企業・小規模事業者支援、人材育成、交通・物流等の産業インフラ整備が必要。

○各地方では取組を進める上で、更なる規制緩和や税・財政面での支援が必要不可欠。

○国・地方一体となって産業競争力強化に向けて取り組むべき。

各地域において、戦略に盛り込まれた各種事業が実施されたほか、各地域の協議会又は事務レベルの会合において、戦略の進捗状況の確認等、フォローアップが行われた。

2. 5. 地域経済分析システム(RESAS)

自治体の政策立案支援を強化するため、地域経済に関わる様々なビッグデータ(企業間取引、人の流れ、人口動態等)を収集し、かつ、わかりやすく「見える化」する「地域経済分析システム(RESAS)」を開発し、2015年4月21日に提供を開始した。

2016年度のリリースにおいては、「まちづくり」や「雇用/医療・福祉」という新たなカテゴリーの設置、人の移動に関するデータの拡充、メニュー構成の再編成などを行った。

2. 6. 中心市街地活性化の推進

(1) 概要

中心市街地は様々な都市機能が集積する「まちの顔」であり、地域経済の発展に重要な役割を果たしている。しかしながら、モータリゼーションの進展等による大規模店舗

の郊外立地等により空洞化が進んでいる。このような背景のもと 1998 年度に旧中心市街地活性化法（旧中活法）が成立した。さらに、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」をコンセプトとして、第 164 回通常国会において旧中活法が抜本的に改正された（2006 年 8 月 22 日施行）。改正中心市街地活性化法に基づき、地域の創意工夫を活かしつつ、「都市機能の増進」と「経済活力の向上」を柱とし、政府として総合的、一体的な対策を講じることとされた。旧中活法が改正されて 6 年が経過し既に幾つかの市で中心市街地活性化基本計画が終了した状況においても、依然として中心市街地の疲弊は深刻で、人口減少の中で地域の経済活力を維持しつつ、高齢化が進む地域の住民にとって住みやすいまちを形成する観点から、中心市街地活性化政策を改めて総点検することとした。この結果、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るため、1. 中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業を認定し、重点支援する制度の創設、2. 中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置、道路占用の許可の特例等の創設を趣旨とする中心市街地活性化法の改正法案を 2014 年 2 月に第 186 回通常国会において提出し、同年 4 月に成立した。

（２）中心市街地活性化の推進

（ア）「選択と集中」の強化

2006 年 8 月、政府として中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に中心市街地活性化本部が設置された。また、市町村が作成した基本計画について、内閣総理大臣による認定制度が創設され、認定された基本計画に基づく事業に対して、各省庁が連携して、重点的に支援することとした。

2014 年の改正では、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、波及効果が高い民間プロジェクトを「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」として、まちづくり会社等の民間事業者が行うにぎわいを生み出すイベントの開催やまちの個性を発見するための研修等の事業を「民間中心市街地商業活性化事業計画」として、経済産業大臣が認定する制度が創設された。

（イ）支援措置の拡充

中心市街地活性化法の 2008 年改正では、1. 市街地の整

備改善、2. 都市福利施設の整備、3. まちなか居住の推進、4. 経済活力の向上の 4 点について各省庁連携して重点的な支援を実施することとされた。

また 2014 年の改正により、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」の認定を受けたものについては、市町村版高度化融資制度、大規模小売店舗立地法の特例、不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減制度等の特例措置を、「民間中心市街地商業活性化事業計画」では、中小企業基盤整備機構による協力業務、中小企業投資育成株式会社法の特例がそれぞれ創設され、順次認定事業に対して支援が講じることとされた。

（３）推進の状況

2007 年 2 月に第 1 次の基本計画が内閣総理大臣に認定されて以降、これまでに 141 市で 144 計画（2017 年 3 月末現在）が認定された。また、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」については、これまでに 10 市 10 計画（2017 年 3 月末）が認定された。

さらに、中心市街地活性化協議会も 161 地域（2017 年 3 月末現在）で設立されるなど、中心市街地活性化法の活用による取組が広まっている。

経済産業省では、経済活力を向上させるため、事業計画の認定や、民間事業者が行う商業施設及び付随する商業基盤施設の整備・改修に対する支援、まちづくりの専門知識をもつ専門人材の活用に対する支援を行うことで、中心市街地の活性化の取り組みを行う主体を総合的に支援した。